

(証券コード : 2551)
平成19年11月26日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下 1 番地

マルサンアイ株式会社

代表取締役社長 下 村 釧 爾

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますから、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に贊否をご表示いただき、平成19年12月11日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年12月12日（水曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県岡崎市康生町515番地33

岡崎ニューグラン邸ホテル3階飛龍の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第56期（平成18年9月21日から平成19年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（平成18年9月21日から平成19年9月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

（お知らせ）添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.marusanai.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申しあげます。

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

添付書類

事業報告

(平成18年9月21日から)
(平成19年9月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰や金利の上昇、米国経済の景気不安要因はあるものの、企業収益の改善に伴う設備投資の拡大や、雇用情勢の改善を背景にした個人消費の回復など、景気は緩やかな回復を続け、堅調に推移いたしました。

食品業界全般におきましては、ここ最近の食品の安全性を揺るがす事件を受け、消費者の「食の安全・安心」への関心が高まっており、各企業においては、法令遵守をはじめ品質管理や安全管理の徹底、経営体質の改善、環境問題への取り組み等、より安全・安心に向けた動きが進んでおります。又、原材料の高騰を受け、各企業において値上げの動きが進んでおります。

みそ業界におきましては、みその出荷量がここ数年連続で前年割れとなるなど厳しい状況が続いております。さらに主原料である大豆のみならずダンボール等の包装材料費の急騰が製造原価を大幅に引き上げる結果となり、予断を許さない状況が続いております。

豆乳業界におきましては、野菜系飲料等の健康飲料の多様化や昨年のイソフラボンに関する報道を受け、豆乳市場の縮小傾向が続いております。

このような環境の中で、当社は消費者の皆様方に安全で安心できる製品の提供に努めるとともに、積極的な新製品の開発や、安全・衛生・品質管理の徹底を図り、事業の効率化に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、主に豆乳の売上が減少したため、売上高は、181億77百万円（前連結会計年度比5.9%減）となりました。売上高の減少に加え、主原料である大豆価格の上昇や石油価格の高騰によって重油や、ダンボールをはじめとする包装材料費が上昇し、売上原価が増加したため、営業損失32百万円（前連結会計年度は1億76百万円の利益）、経常損失1億3百万円（前連結会計年度は72百万円の利益）、当期純損失1億37百万円（前連結会計年度は3百万円の利益）となりました。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部 門 別	第 55 期 (平成17年9月21日から 平成18年9月20日まで)		第 56 期 (平成18年9月21日から 平成19年9月20日まで)		対前連結会計年度 比 較 増 減 率
	金額	構成比	金額	構成比	
み そ	5,727	29.6	6,038	33.2	5.4
豆 乳	9,030	46.8	7,734	42.6	14.4
飲 料	3,596	18.6	3,514	19.3	2.3
そ の 他	965	5.0	890	4.9	7.8
合 計	19,319	100.0	18,177	100.0	5.9

みそ事業

業界全体としてみその出荷量は引き続き減少傾向にありますが、一昨年末に販売を再開した即席みそ汁が順調に回復し、売上高は60億38百万円（前連結会計年度比5.4%増）となりました。

<生みそ>

当社みそ主力銘柄のひとつである「味の饗宴」や海外向けのみその出荷が伸びたため、当連結会計年度における生みその売上高は、46億54百万円（前連結会計年度比0.5%増）となりました。

新製品として、高付加価値製品育成のため、「カップ家康500g」、期間限定で「カップ白みそ500g」を発売いたしました。なお、連結子会社である株式会社玉井味噌において、国産原料を使ったカップ「信州筑北村醸造 匠600g」を発売いたしました。既に高級品として、ガセット「匠1kg」、円筒カップ「聖300g」を販売しており、玉井ブランド高級品の品揃えを行っております。又、味の饗宴シリーズとして麦みそを多くブレンドした「味の饗宴麦あわせ無添加生」を発売いたしました。この他、ガセット袋の「純正こうじみそ1kg」の姉妹品として「だし入り荒ごしこうじ1kg」、「業務用米みそ1kg」、「米みそと赤だしのあわせみそ500g」を発売いたしました。さらに、中京エリア用のみそ製品として、カップ「らくらく溶ける米こしみそ750g」を発売いたしました。らくらく溶けるシリーズの製品は、みそが溶け易く、使いやすいうことから好調な販売量を示しております。

又、リニューアル品として、「だし入りコクとうま味1kg」、「だし入り赤だし1kg」、「だし入りあわせ1kg」、「らくらくとける赤だし750g」「らくらくとけるあわせ750g」を発売いたしました。

<調理みそ>

暖冬の影響で各社とも鍋商戦は苦戦いたしましたが、当社におきましては、当初の計画は下回ったものの前年実績を上回ることができ、売上高は、8億38百万円（前連結会計年度比8.3%増）となりました。

新製品として、「たっぷり もつ鍋スープ800g」、「400gキムチ鍋スープ」を発売いたしました。ストレート鍋スープ市場は拡大しており、九州にて人気のあるもつ鍋、小家族用の400g商品を品揃えいたしました。又、名古屋仕立ての赤だしを使った従来品の「どて焼190g」の姉妹品として、全国向けに米みそを使った「もつ煮込190g」（レトルトパウチ食品）を発売いたしました。コンビニエンス用おでんみそ「みそたれ10g」を発売いたしました。さらに、調味みその多角化を図るために「カンタンお料理みそ いろいろ使える酢みそタイプ」、「名古屋流焙煎にんにくみそ炒め」、春夏限定商品の「ゴーヤチャンプルー」を発売いたしました。

<即席みそ>

昨年の春以降順調に売上が回復しております。平成18年秋にリニューアルいたしました「信州あわせ10食」、「三州赤だし10食」の出荷が好調で、売上高は、5億45百万円（前連結会計年度比69.0%増）となりました。

新製品として、味の饗宴みその即席みそ「味の饗宴 九条種ねぎのおみそ汁8食」、純正こうじみそを使用した即席みそ「即席こうじみそ10食」を発売いたしました。さらに、新規販売ルート製品として、腎臓患者様

用にナトリウム、カリウム、たんぱく質などをコントロールしたフリー
ズドライタイプの即席みそ汁「全病食即席みそ汁12食入り」を開発し、
発売いたしました。

豆乳飲料事業

豆乳飲料事業全体の売上高は、主に豆乳の出荷が減少したため、112億48
百万円（前連結会計年度比10.9%減）となりました。

なお、持分法適用関連会社のアメリカン・ソイ・プロダクツINC.につき
ましては、持分法による投資利益2百万円を営業外収益に計上しております。

<豆乳>

豆乳市場は、平成17年をピークとした過熱的ブームによる反動、イソ
フラボンに関する報道、健康飲料の多様化により昨年より減少傾向にあ
ります。そうした中、当社は、豆乳の裾野を広げるため、豆乳を乳酸発
酵させた製品の展開、カロリーに注目した新たな切り口の製品等新しい
機能や高付加価値製品の開発、新しい用途開発により市場の再活性化を
図ってまいりましたが、売上高は、77億34百万円（前連結会計年度比
14.4%減）となりました。

新製品として、豆乳のたんぱく質などの栄養豊富な機能を活用した、
食事代替豆乳飲料として「モーニングSOY バナナ味」、「モーニングSOY
キャラメル味」を発売いたしました。又、春に発売いたしました「調製
豆乳カロリー45%オフ」、「豆乳飲料 麦芽コーヒーカロリー50%オフ」は、
好調に推移し、当社の豆乳の低下をカバーする役割を果たしております。
他に「まめびよメロン味」、「まめびよメロン味3連」、「豆乳飲料 紅茶3
連」を発売いたしました。

さらに、リニューアル品として、「のむ豆乳ヨーグルト仕立」シリーズ
について、一部味を改良し、パッケージデザインを変更し発売いたしま
した。

又、本年7月より中国食品の安全性に関する問題が多数発覚し、中国
原料に関する問い合わせが急増いたしました。当社では、豆乳には中国
有機大豆も一部使用しておりますが、中国でも最北の黒龍江省、内モン
ゴル自治区で栽培され、無農薬で化学肥料を一切使用せず、有機栽培で
あることを毎年確認するための監査を受けており、十分に安心のできる
大豆を使用しております。

<飲料>

ミネラルウォーターの売上が好調であったのに対し、他の飲料の売上
が減少し、売上高につきましては、35億14百万円（前連結会計年度比
2.3%減）となりました。

「はちみつりんご」、「はちみつみかん」、「マイルドコーヒー」、「緑茶」、
「アセロラ」を250mlスリムから200mlスリムに容量を切り替えリニューア
ルしております。

その他の事業

昨年秋にリニューアルいたしました「寄せ鍋スープ」、「ちゃんこ鍋スープ」などのストレート鍋スープ類は前年以上の売上を残すことができました。しかしながらその他製品の売上が減少したため、売上高は8億90百万円（前連結会計年度比7.8%減）となりました。

新製品として、「400g 寄せ鍋スープ」の品揃えを行いました。家族が小家族化しているため、400gのお手頃な商品である「キムチ鍋スープ」の姉妹品として、発売いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額6億43百万円の設備投資を実施いたしました。

事業別の投資額は、みそ事業で2億2百万円、豆乳飲料事業で4億34百万円、その他の事業で6百万円となっております。主な内容は、みそ事業は、みそ仕込工場設備改修工事及びみそ製品工場設備代替、豆乳飲料事業は、豆乳飲料工場ライン新設並びに充填機の改造工事を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸情勢からみましても今後とも厳しい状況が予想されますが、当社グループにおいて対処すべき課題は次のとおりであります。

安全・品質・環境対応強化

消費者の品質や安全に対する要求はますます高いレベルとなってきております。当社グループは、以前より食品における品質・安全性を対処すべき最重要課題として認識しております。

今後も内部監査をより一層強化し、引き続き環境面、安全面、衛生面で細心の注意を払い、安全で安心のできる製品づくりを目指すとともに、トレーサビリティ（原材料から最終消費者に至るまでの履歴を追跡調査するしくみ）との取り組みを強化してまいります。

なお、品質マネジメントシステムの一環として、平成13年9月にISO9001の認証を取得し、より良い品質の追求とともに、社会的環境についても地域との共存ができるような対応を継続してまいります。

企業体質強化への取り組み

当社グループの経営基盤である、みそ事業及び豆乳飲料事業の成長が最も重要だと考えております。みそ事業におきましては、業界全体として出荷量が減少傾向にある中で、食生活の多様化に対応した新しい需要をいかに開拓していくのかが課題であり、豆乳事業におきましては、豆乳市場が減少傾向にある中、豆乳の裾野を広げるための新しい切り口の製品の開発等を積極的に図り、豆乳市場を再活性化させることを課題として取り組んでまいります。昨今の原油高及び大豆価格の上昇は、当社においては製造原価をはじめとするいろいろなコストを大幅に上昇させる要因となっており、販売力を強化していくのはもちろんのこと、生産効率の向上とコスト削減に努め、企業体質の強化に取り組んでまいります。

商品開発力の強化

消費者ニーズの多様化、又おいしくて健康・安全志向の高まる食品業界にあって、新製品の開発、既存製品の品質改良は不可欠な課題であります。

当社グループの発酵・醸造技術、飲料加工・殺菌技術を最大限に活用して、大豆を中心とした製品開発力の強化に取り組んでまいります。

財務体質の強化

当社グループは設立以来、銀行借入依存型企業で、内部留保も十分でなく、この数年来財務体質の改善に取り組んでまいりました。今後ますます激化する企業間競争に勝ち残るためにも、内部留保の確保、自己資本の充実が急務となり、従来の銀行借入中心から、資金調達の多様化を図ることが重要な課題となってきております。

業績の回復を図ることにより、内部留保の充実に努め、自己資本比率の向上を目指し、財務体質強化に取り組んでまいります。

人材の確保、人材育成

事業の継続的発展に人材の確保と人材の活用、育成は最大の課題であります。

現在の評価制度の見直しや適材適所の人員配置による人材の育成、又アウトソーシングも含めた人材の流動化に引き続き取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第53期 (平成15年9月21日から 平成16年9月20日まで)	第54期 (平成16年9月21日から 平成17年9月20日まで)	第55期 (平成17年9月21日から 平成18年9月20日まで)	第56期 (平成18年9月21日から 平成19年9月20日まで)
売 上 高(百万円)	18,641	19,708	19,319	18,177
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失() (百万円)	1,025	789	176	32
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失() (百万円)	849	659	72	103
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失() (百万円)	306	343	3	137
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	28円65銭	32円15銭	0円32銭	11円99銭
総 資 産(百万円)	16,567	16,302	16,462	15,811
純 資 産(百万円)	2,439	2,617	3,202	2,931

(注) 1株当たり当期純利益(当期純損失)は期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 匠 美	富山県中新川郡立山町東大森289番地 2	百万円 38	% 100	清涼飲料水の加工販売
株 式 会 社 玉 井 味 噌	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地	45	80	みその製造販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ（生みそ、調理みそ、即席みそ）、豆乳、無菌充填技術を生かした飲料類、水（ミネラルウォーター）、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下 1 番地
物 流 セ ン タ ー	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
大 門 工 場	愛知県岡崎市大門 4 丁目 1 番地11
関 東 工 場	群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地
東 北 支 店	宮城県仙台市泉区名坂字御釜田147 - 1 アンジュ市名坂 1 階
北 関 東 支 店	栃木県小山市城東 1 丁目 4 - 24 小山ビル 2 階
東 京 支 店	東京都世田谷区千歳台 4 丁目 6 番地 5
北 陸 営 業 所	石川県金沢市新神田 1 丁目 9 - 20 中仙ビル 1 階
静 岡 支 店	静岡県静岡市宮竹 1 丁目 15 番 10 号 オフィスプレステージ 2 階 D 号
三 河 支 店	愛知県豊川市三蔵子町橋本16番地 1
名 古 屋 統 括 支 店	愛知県愛知郡長久手町蟹原911番地
大 阪 支 店	大阪府茨木市舟木町19番 3 号
中 国 支 店	広島県広島市東区若草町15 - 1 前田ビル 3 階
九 州 支 店	福岡県福岡市南区高木 1 丁目 9 - 12

- (注) 1. 平成18年10月 3日付にて物流センターを新設いたしました。
- 2. 平成19年 3月19日付にて三重支店を名古屋統括支店へ統合いたしました。
- 3. 平成19年 9月 1日付にて中国支店は、広島県東広島市西条西本町 4 丁目 22 番地から上記へ移転いたしました。
- 4. 平成19年11月 1日付にて三河支店は、愛知県岡崎市仁木町五反田199番地に移転いたしました。

子会社

会 社 名	名 称	住 所
株 式 会 社 匠 美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森289番地 2
	坂井沢工場	富山県中新川郡立山町坂井沢154番地 1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
395 [199]名	2名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員は、契約・嘱託従業員(20名)、パート従業員(45名)、人材派遣(107名)及びアルバイト従業員(27名)の総数です。なお、アルバイト数は、一人当たり1日8時間で換算して算出してあります。
3. 従業員数には、常勤顧問(2名)、出向者(5名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,579 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	986
株式会社五百銀行	684
碧海信用金庫	606
岡崎信用金庫	529
株式会社名古屋銀行	471
株式会社滋賀銀行	397
株式会社十六銀行	383
株式会社三井住友銀行	293
日本生命保険相互会社	275
株式会社中京銀行	56

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,480,880株 (自己株式77,700株を含む)
- (3) 株主数 2,111名 (前期末比3名増)
- (4) 発行済株式(自己株式を除く)の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 佐 藤 産 業	1,525,300 株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	下 村 鉢 爾	日本豆乳協会会長
常 務 取 締 役	鈴 木 擶 司	
常 務 取 締 役	青 木 春 雄	株式会社玉井味噌代表取締役社長
取 締 役	三 浦 里 美	生産統括部統括部長(兼)製造部長
取 締 役	大 河 内 宣 久	経営管理部長(兼)経理財務室長
取 締 役	伊 藤 准 次	購買部長
取 締 役	太 田 博 幸	営業統括部統括部長(兼)特販部長
取 締 役	中 嶋 広 明	総務人事部長
取 締 役	又 賀 敏 夫	生産統括部副統括部長(兼)生産管理部長
取 締 役	伊 藤 明 德	研究所長
取 締 役	浅 井 邦 次 郎	社長付
取 締 役 相談 役	岩 月 博 保	アメリカン・ソイ・プロダクツINC.担当 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. C.E.O.
常 勤 監 査 役	鈴 木 治 夫	
監 査 役	畠 部 泰 則	税理士(畠部泰則税理士事務所所長)
監 査 役	新 井 一 弘	税理士(たくま税理士法人代表)

(注) 1. 監査役畠部泰則氏及び新井一弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役畠部泰則氏及び新井一弘氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 決算期後の平成19年9月21日付をもって取締役の担当職務を次のとおり変更いたしました。

(地 位)	(氏 名)	(変更前)	(変更後)
取 締 役	大 河 内 宣 久	経 営 管 理 部 長 (兼) 経理財務室長	経 営 管 理 部 長
取 締 役	浅 井 邦 次 郎	社 長 付	シス テム 管理 部 長
4. 常務取締役小川脩氏及び常務取締役鍋田紘一郎氏は、平成18年12月13日の第55回定期株主総会終結の時をもって退任いたしました。			

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	12名	116,596千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,937千円 (3,000千円)
合計	15名	130,533千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額73,592千円は含まれてありません。
 2. 上記、報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
 3. 上記のほか、次の支給額があります。
 平成18年12月13日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金
 (退任取締役 2名 42百万円)
 4. 取締役の報酬限度額は、平成6年12月15日開催の定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議いたしております。
 5. 監査役の報酬限度額は、平成6年12月15日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議いたしております。

(3) 社外監査役に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

社外監査役畠部泰則氏は畠部泰則税理士事務所所長を兼務しております。
 社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人の代表を兼務しております。

他の会社の社外役員との兼任状況

該当事項はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	畠部泰則	当事業年度開催の取締役会19回のうち12回に、監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	新井一弘	当事業年度開催の取締役会19回のうち12回に、監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

みすず監査法人（会計監査人）
新日本監査法人（一時会計監査人）

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る各会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

みすず監査法人	8,800千円
新日本監査法人	7,200千円

上記 の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

みすず監査法人	8,800千円
新日本監査法人	7,200千円

上記 の合計額のうち、当社が各会計監査人に支払うべき報酬等の額

みすず監査法人	8,800千円
新日本監査法人	7,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、旧証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、 の金額には旧証券取引法に基づく監査の報酬等を含めてあります。

(4) 当社の会計監査人でありました、みすず監査法人は、平成19年7月31日をもって解散することを決定し、同日付で当社の会計監査人を辞任いたしました。

これに伴い当社は、会計監査人が不在になることを回避し、監査業務が間断なく実施される体制を維持するため、平成19年8月1日開催の監査役会におきまして、会社法第346条第4項及び同条第6項の規定に基づき、新日本監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることといたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、次のとおり決議いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ロ. 前項の情報の管理については必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、当社に係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、「危機管理マニュアル」に基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。又、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- イ. 取締役会は、毎月1回の定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに業務執行状況の報告を行う。
- ロ. 役付取締役全員により構成される常務会を必要に応じて隨時開催するものとし、常務会において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議するものとする。
- ハ. 取締役会は、前項に定める常務会の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び目標達成の効率的な方法を定めるものとする。さらに、各部ごとの部長により構成される部長会を開催し、各部門の取組状況を横断的に把握し、業務上の重要課題への全社横断的な対処、タイムリーな経営戦略策定並びに事業計画の徹底及び見直しができる体制とする。

使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- イ. コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び社員等がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。
- ロ. コンプライアンス委員会は、役員及び社員等のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンスマニュアルを制定し、その周知徹底及び社内教育を図る。
- ハ. コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接従業員から通報・相談を受け付ける社内通報制度を導入する。
- 二. 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮る。
- ホ. コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

当社並びに当社子会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」）については、関係会社管理規程に基づき経営管理部担当役員が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営管理部、総務人事部、経理財務部が管理する。
- ロ. 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。

監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

- イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用者を置くこととする。
- ロ. 当該使用人の人事及び人事待遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

- イ. 監査役の求めに応じて配置した使用者については、当該使用者の評価は監査役会が行い、当該使用者の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用者は、その命令に關して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
- ロ. 当該使用者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- イ. 監査役は、取締役会、常務会等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

- . 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による企業価値及び株主共同の利益に対して毀損する例も少なくありません。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社といたしましては、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、株価の上昇により企業価値を高めることが買収防衛に繋がると考えております。

しかし、買収防衛策につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

(注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成19年9月20日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	6,416,900	流动負債	7,144,033
現金及び預金	754,250	支払手形及び買掛金	2,152,707
受取手形及び売掛金	3,006,375	短期借入金	2,762,554
棚卸資産	1,514,806	賞与引当金	300,749
繰延税金資産	349,280	未払金	1,389,696
未収法人税等	8,562	その他の	538,325
その他の	786,732	固定負債	5,735,853
貸倒引当金	3,107	社債	400,000
固定資産	9,394,698	長期借入金	3,516,896
有形固定資産	7,825,913	退職給付引当金	1,448,114
建物及び構築物	3,022,360	役員退職慰労引当金	167,419
機械装置及び運搬具	2,113,823	繰延税金負債	11,200
土地	2,636,736	その他の	192,224
建設仮勘定	525	負債合計	12,879,886
その他の	52,467	純資産の部	
無形固定資産	54,821	株主資本	2,935,451
借地権	33,008	資本金	865,444
ソフトウェア	12,596	資本剰余金	657,881
電話加入権	8,810	利益剰余金	1,457,834
その他の	406	自己株式	45,708
投資その他の資産	1,513,963	評価・換算差額等	4,720
投資有価証券	534,553	その他有価証券評価差額金	247
繰延税金資産	714,722	為替換算調整勘定	4,968
その他の	265,616	少数株主持分	982
貸倒引当金	928	純資産合計	2,931,712
資産合計	15,811,599	負債及び純資産合計	15,811,599

連結損益計算書

(平成18年9月21日から)
(平成19年9月20日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,177,715
売 上 原 価	13,015,840
売 上 総 利 益	5,161,874
販売費及び一般管理費	5,194,471
営 業 損 失	32,597
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	5,898
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,981
そ の 他	107,763
	116,644
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	115,822
そ の 他	71,555
	187,378
経 常 損 失	103,331
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	2,498
固 定 資 産 除 却 損	13,724
固 定 資 産 減 損 損 失	28,534
	44,756
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	148,088
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,186
法 人 税 等 調 整 額	27,195
少 数 株 主 利 益	974
当 期 純 損 失	137,054

連結株主資本等変動計算書

(平成18年9月21日から)
(平成19年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	865,444	657,881	1,692,335	12,112	3,203,548
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			97,446		97,446
当 期 純 損 失			137,054		137,054
自 己 株 式 の 取 得				33,596	33,596
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純額)					
当 期 变 動 額 合 计			234,500	33,596	268,097
当 期 末 残 高	865,444	657,881	1,457,834	45,708	2,935,451

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前 期 末 残 高	14,376	228	16,038	1,433	7	3,202,122
当 期 变 動 額						
剩 余 金 の 配 当						97,446
当 期 純 損 失						137,054
自 己 株 式 の 取 得						33,596
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純額)	14,129	228	11,069	3,287	974	2,312
当 期 变 動 額 合 计	14,129	228	11,069	3,287	974	270,410
当 期 末 残 高	247		4,968	4,720	982	2,931,712

連結注記表

1. 記載金額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数..... 2 社
連結子会社..... 株式会社匠美
..... 株式会社玉井味噌

すべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数... 1 社
持分法を適用した関連会社..... アメリカン・ソイ・プロダクツINC.
関連会社は 1 社であります。

当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの..... 移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品..... 総平均法による原価法によっております。

貯蔵品..... 最終仕入原価法によっております。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

..... 旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

..... 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

..... 定額法

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

..... 旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの

..... 定率法

主な耐用年数

建物	17 ~ 38年
機械及び装置	9 ~ 10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積り利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金…従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

退職給付引当金…当社及び連結子会社1社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することにしております。

役員退職慰労引当金…当社及び連結子会社1社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員規程に定める退職慰労金に係る規定に基づく期末要支給額を引当計上したものであります。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理っております。

重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる、損益に与える影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産		担保される債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,482,787千円 (1,417,822千円)	1年以内返済	1,691,534千円 (1,682,450千円)
構築物	604,423千円 (604,423千円)	予定長期借入金	
機械装置	1,767,523千円 (1,767,523千円)	長期借入金	2,165,781千円 (2,159,900千円)
土地	2,561,749千円 (2,466,436千円)		
投資有価証券	23,971千円 (千円)		
計	6,440,455千円 (6,256,205千円)	計	3,857,315千円 (3,842,350千円)

上記のうち()内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,030,205千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式	
普通株式	11,480,880
合計	11,480,880

(2) 配当金に関する事項

配当金支払額

平成18年12月13日の定時株主総会において、次の通り決議いたしました。

配当金の総額 97,446千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 8円50銭

基準日 平成18年9月20日

効力発生日 平成18年12月14日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年12月12日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額 57,015千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5円00銭

基準日 平成19年9月20日

効力発生日 平成19年12月13日

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 257円01銭

(2) 1株当たり当期純損失 11円99銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年10月31日

マルサンアイ株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 仲 井 一 彦 (印)
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 新 田 誠 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成18年9月21日から平成19年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当社の監査役会は、平成18年9月21日から平成19年9月20日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、コンプライアンス及び内部統制システムに関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として、会社計算規則第159条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人みすず監査法人（平成19年7月31日に会計監査人を辞任）及び一時会計監査人新日本監査法人（平成19年8月1日より一時会計監査人に就任）の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成19年11月1日

マルサンアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木治夫 印
監査役 畠部泰則 印
監査役 新井一弘 印

(注) 監査役畠部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成19年 9月20日現在)

(単位：千円)

損 益 計 算 書

(平成18年9月21日から)
(平成19年9月20日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,681,815
売 上 原 価	12,776,926
売 上 総 利 益	4,904,888
販売費及び一般管理費	4,965,327
営 業 損 失	60,439
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	10,673
そ の 他	110,961
	121,635
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	115,276
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,000
そ の 他	69,289
	223,566
経 常 損 失	162,370
特 別 利 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	616
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	2,498
固 定 資 産 除 却 損	13,336
税 引 前 当 期 純 損 失	15,834
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	177,588
法 人 税 等 調 整 額	14,800
当 期 純 損 失	41,400
	150,988

株主資本等変動計算書

(平成18年9月21日から)
(平成19年9月20日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金合計
	資本準備金	その他資本剰余金		
前期末残高	865,444	612,520	45,361	657,881
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	865,444	612,520	45,361	657,881

(単位:千円)

利益準備金	株主資本				自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計					
前期末残高	111,300	489,000	1,052,128	1,541,128	1,652,428	12,112 3,163,641		
当期変動額								
剰余金の配当			97,446	97,446	97,446	97,446		
当期純損失			150,988	150,988	150,988	150,988		
自己株式の取得					33,596	33,596		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計			248,434	248,434	248,434	33,596 282,031		
当期末残高	111,300	489,000	803,693	1,292,693	1,403,993	45,708 2,881,609		

(単位:千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前期末残高	14,728	228	14,956	3,178,597
当期変動額				
剰余金の配当				97,446
当期純損失				150,988
自己株式の取得				33,596
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,189	228	14,417	14,417
当期変動額合計	14,189	228	14,417	296,448
当期末残高	538		538	2,882,148

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法によってあります。

貯蔵品……………最終仕入原価法によってあります。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によってあります。

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

……………旧定率法

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

……………旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

……………定額法

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

……………旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの

……………定率法

主な耐用年数

建物

17～38年

機械及び装置

9～10年

無形固定資産

定額法によってあります。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によってあります。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によってあります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することにしております。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員規程に定める退職慰労金に係る規定に基づく期末要支給額を引当計上したものであります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる、損益に与える影響は軽微であります。

4. 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産		担保される債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,454,951千円 (1,417,822千円)	1年内返済	1,682,450千円 (1,682,450千円)
構築物	604,423千円 (604,423千円)	予定長期借入金	
機械装置	1,767,523千円 (1,767,523千円)	長期借入金	2,159,900千円 (2,159,900千円)
土地	2,672,800千円 (2,466,436千円)		
投資有価証券	23,971千円 (千円)		
計	6,523,669千円 (6,256,205千円)	計	3,842,350千円 (3,842,350千円)

上記のうち()内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,583,292千円

(3) 保証債務

相手先	内容	金額
株式会社玉井味噌	銀行借入金保証	14,965千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	204,176千円
長期金銭債権	110,000千円
短期金銭債務	66,798千円

5. 損益計算書関係

関係会社との取引高

売 上 高	109千円
外 注 加 工 費	388,701千円
上記以外の営業取引高	2,524千円
営業取引以外の取引高	12,075千円

6. 株主資本等変動計算書関係

当期末における自己株式の数

普通株式	77,700株
------	---------

7. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未 払 金	149,400千円
退職給付引当金	576,200千円
賞与引当金	115,300千円
役員退職慰労引当金	66,700千円
繰 越 欠 損 金	56,900千円
そ の 他	70,000千円
繰延税金資産合計	1,034,500千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	400千円
繰延税金負債合計	400千円
繰延税金資産の純額	1,034,100千円

8. リースにより使用する固定資産関係

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

資 産 の 種 類	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
機 械 装 置	1,074,441千円	510,748千円	563,692千円
車両運搬具	54,010千円	18,871千円	35,138千円
工具器具備品	66,791千円	28,326千円	38,465千円
ソ フ ト ウ ェ ア	38,714千円	12,016千円	26,698千円
計	1,233,957千円	569,963千円	663,994千円

未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内 217,681千円

1 年 超 472,995千円

合 計 690,677千円

支払リース料、減価償却相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料 236,807千円

減価償却費相当額 218,182千円

支 払 利 息 相 当 額 22,373千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

1年以内	54,226千円	(54,226千円)
1年超	49,989千円	(49,989千円)
合計		104,216千円 (104,216千円)

上記のうち()内書残高は、資産及び負債に計上しております。

9. 関連当事者との取引関係

(1) 子会社

会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	役員の兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
株式会社匠美	富山県中新川郡立山町	38,000	清涼飲料水の加工及び販売	(所有)直接 100	役員 3名(兼任)	営業取引	資金貸付受取利息	28,000 3,930	貸付金未収利息	233,500 229

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関からの借入条件を参考のうえ決定しております。

(2) 役員及びその近親者

会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	役員の兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
有限会社三渓 (注) 1	愛知県岡崎市	3,000	食品の販売及び輸出入	(被所有)直接 0.0		営業取引	当社製品の販売、他社商品の仕入	11,587	売掛金貰掛金	1,772 14
新井一弘 (注) 2	東京都品川区		当社監査役 たくま税理士法人代表者				税務相談等	4,050		

(注) 1. 当社代表取締役社長である下村鉢爾の近親者が議決権の100%を所有しております。

2. 当社監査役が第三者(たくま税理士法人)の代表者として行った取引であります。

3. 取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 有限会社三渓 他の取引先と同様の条件によっております。

(2) たくま税理士法人 一般的な取引条件を参考のうえ決定しております。

10. 1株当たり情報関係

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 252円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 13円21銭 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年10月31日

マルサンアイ株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 仲井一彦 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新田誠 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成18年9月21日から平成19年9月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年9月21日から平成19年9月20日までの第56期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、コンプライアンス及び内部統制システムに関しての重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等から、情報の収集及び監査環境の整備に努めると共に、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び内部監査部門の主要な事業所の業務監査報告に基づき、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び決議に基づき整備されている体制の状況を監視、検証をいたしました。

子会社については、定期的に営業の報告を求める他、子会社の取締役及び監査役等との情報交換を図り、必要に応じて直接赴いて調査をいたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、その職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

イ) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

ロ) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ハ) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容に基づいた、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みすず監査法人（平成19年7月31日に会計監査人を辞任）及び一時会計監査人新日本監査法人（平成19年8月1日より一時会計監査人に就任）の監査の方法及び結果は、相當であると認めます。

平成19年11月1日

マルサンアイ株式会社 監査役会
常勤監査役 鈴木治夫 印
監査役 歆部泰則 印
監査役 新井一弘 印

(注) 監査役歆部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期は誠に遺憾ながら損失を計上いたしました。しかしながら、株主の皆様に対し、安定的かつ継続的な配当を維持することが当社の重要な方針のひとつであることから、期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額57,015,900円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年12月13日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	下村鉢爾 (昭和13年11月24日)	昭和36年4月 株式会社マツダオート名古屋入社 昭和43年2月 当社入社 昭和60年9月 運輸倉庫部長 昭和62年12月 当社取締役就任 平成7年12月 当社取締役副社長就任 平成8年12月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成8年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任 平成10年1月 アメリカン・ソイ・プロダクトINC.取締役就任（現任） 平成16年2月 株式会社玉井味噌取締役会長就任 平成17年12月 株式会社玉井味噌取締役就任（現任） 平成18年12月 株式会社匠美取締役就任（現任） (他の法人等の代表状況) 日本豆乳協会会长	271,000株
2	青木春雄 (昭和21年9月30日)	昭和44年3月 当社入社 平成3年9月 開発本部副本部長 平成3年12月 当社取締役就任 平成11年9月 関連事業本部長 平成13年9月 生産本部長 平成16年2月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任） 平成16年12月 当社常務取締役就任（現任） 平成17年9月 生産担当 (他の法人等の代表状況) 株式会社玉井味噌代表取締役社長	56,000株
3	三浦里美 (昭和24年4月14日)	昭和47年3月 当社入社 平成8年9月 生産購買本部長補佐、製造、品質保証担当 平成11年9月 生産本部副本部長（兼）製造部長 平成15年12月 当社取締役就任（現任） 平成17年9月 製造部長 平成18年9月 生産統括部統括部長（兼）製造部長（現任）	18,000株
4	大河内宣久 (昭和24年7月3日)	昭和47年3月 当社入社 平成8年9月 生産購買本部長補佐、生産管理、購買担当 平成11年9月 生産本部副本部長（兼）購買部長 平成15年9月 管理本部副本部長（兼）経理財務部長 平成15年12月 当社取締役就任（現任） 平成17年9月 経理財務部長 平成18年9月 経営管理部長（兼）経理財務室長 平成19年9月 経営管理部長（現任）	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
5	伊藤准次 (昭和24年6月3日)	昭和47年3月 当社入社 平成12年9月 生産本部製造部みそ工場長 平成15年9月 生産本部購買部長(兼)海外調達課長 平成16年9月 生産本部副本部長(兼)購買部長、海外調達課長 平成17年9月 購買部長(兼)海外調達課長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 購買部長(現任)	17,000株
6	太田博幸 (昭和24年7月25日)	昭和47年3月 明治生命保険相互会社(現:明治安田生命保険相互会社)入社 昭和49年7月 当社入社 平成11年9月 営業本部関西営業部大阪支店長 平成12年9月 営業本部関西営業部長(兼)関西営業部大阪支店長 平成13年9月 営業本部西日本営業部長(兼)大阪支店長 平成14年9月 営業本部西日本営業部長 平成16年9月 営業本部副本部長(兼)西日本営業部長 平成17年9月 西日本営業部長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 営業統括部統括部長(兼)特販部長(現任)	19,000株
7	中嶋広明 (昭和24年10月8日)	昭和47年3月 当社入社 平成11年9月 経営管理室CC室 平成13年9月 広報室長 平成14年9月 管理本部副本部長(兼)広報部長 平成16年9月 管理本部副本部長(兼)総務人事部長 平成17年9月 総務人事部長(現任) 平成17年12月 当社取締役就任(現任)	15,000株
8	又賀敏夫 (昭和24年10月12日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年9月 生産本部生産管理部長 平成16年9月 生産管理副本部長(兼)生産管理部長 平成17年9月 生産管理部長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 生産統括部副統括部長(兼)生産管理部長(現任)	16,000株
9	伊藤明徳 (昭和25年12月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年9月 開発本部研究所長 平成14年9月 開発本部副本部長(兼)研究所長 平成17年9月 研究所長(現任) 平成17年12月 当社取締役就任(現任)	14,000株

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
10	浅井邦次郎 (昭和26年2月16日)	昭和44年3月 当社入社 平成10年9月 営業本部企画販促部長 平成14年9月 営業本部統括部長(兼)企画販促部長 平成15年9月 営業本部副本部長(兼)企画販促部長 平成17年9月 マーケティング部長 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 社長付 平成19年9月 システム管理部長(現任)	19,000株
11	岩月博保 (昭和16年3月23日)	昭和34年3月 当社入社 昭和59年2月 豆乳工場長 昭和62年12月 当社取締役就任 平成元年8月 アメリカン・ソイ・プロダクトINC. C.E.O. 就任(現任) 平成5年12月 当社常務取締役就任 平成8年9月 生産本部長 平成13年9月 生産、関連事業、工場建設担当 平成13年12月 株式会社匠美取締役就任 平成14年9月 工場戦略、アメリカン・ソイ・プロダクトINC.担当 平成15年12月 当社取締役相談役就任(現任) 平成18年12月 アメリカン・ソイ・プロダクトINC.担当(現任) (他の法人等の代表状況) アメリカン・ソイ・プロダクトINC. C.E.O.	110,000株

- (注) 1. 候補者下村釧爾氏は株式会社玉井味噌の取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託、資金の貸付及び債務保証等の取引があります。さらに、株式会社匠美の取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託及び資金の貸付等の取引があります。
2. 候補者青木春雄氏は株式会社玉井味噌の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で商品の生産委託、資金の貸付及び債務保証等の取引があります。
3. その他の上記候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の監査役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
神谷正明 (昭和29年9月3日)	昭和52年4月 当社入社 平成13年9月 営業本部中部営業部三河支店長 平成14年9月 営業本部中部営業部名古屋統括支店長 平成17年9月 西日本営業部西日本エリアマネージャー 平成18年9月 営業統括部中部エリアマネージャー 平成19年9月 営業統括部中部エリアマネージャー(兼)名古屋統括支店長(現任)	3,000株

(注) 上記候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみすず監査法人（旧法人名中央青山監査法人）は、平成19年7月31日をもって解散することを決定し、同日付で当社の会計監査人を辞任いたしました。これに伴い当社は、会計監査人が不在になることを回避し、監査業務が間断なく実施される体制を維持するため、平成19年8月1日開催の監査役会におきまして会社法第346条第4項及び同条第6項の規定に基づき、新日本監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

本議案につきましては、当社の一時会計監査人であります新日本監査法人を本総会の終結の時をもって、あらためて会計監査人に選任いたしたくお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成19年9月30日現在)

監査法人の名称	新日本監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル その他の事務所 国内事務所33ヶ所 連絡事務所4ヶ所 海外駐在 25ヶ所	
沿革	昭和42年12月 監査法人太田哲三事務所設立 昭和44年12月 昭和監査法人設立 昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併して太田昭和監査法人となる 昭和61年1月 センチュリー監査法人設立 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併して監査法人太田昭和センチュリーとなる 平成13年7月 新日本監査法人に名称を変更 平成15年8月 アーンスト・アンド・ヤング・グローバル(EYG)加盟	
概要	出資金 2,146百万円 公認会計士 2,270名 〔代表社員 387名 社員 299名 職員 1,584名〕 その他監査従事者 1,631名 その他職員 1,070名 合計 4,971名	非常勤は除いてあります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任されます鈴木擴司氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木擴司	平成2年12月 当社取締役就任
	平成15年12月 当社常務取締役就任(現任)

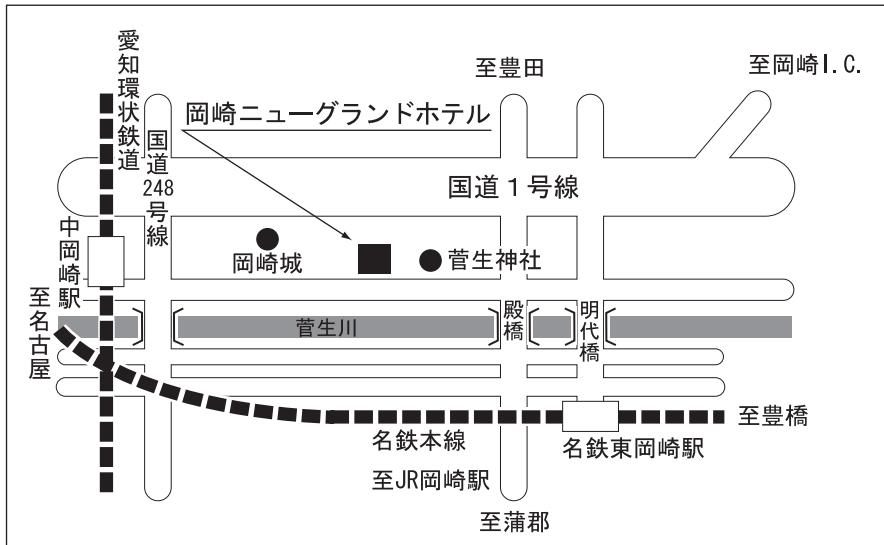
以上

メモ欄



株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル3階飛龍の間
TEL 0564 21-5111



会場までの交通のご案内

名鉄東岡崎駅より	徒歩	約7分
愛知環状鉄道中岡崎駅より	徒歩	約8分
JR岡崎駅より	タクシー	約10分

駐車場が手狭のため、お車（自家用車）でのご来場は
ご遠慮下さいますようお願い申しあげます。